

議案第 34 号

みやき町リサイクル基金条例の制定について

みやき町リサイクル基金条例を次のように定めるものとする。

令和 6年 9月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）を踏まえ、リサイクル活動及び環境保全活動等の推進に必要な財源に充てることを目的とした基金を設置する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町リサイクル基金条例

(設置)

第1条 資源循環型社会を推進し、リサイクル活動及び環境保全活動の支援等に要する財源に充てるため、みやき町リサイクル基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額で、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

- (1) 前条の設置目的に基づく寄附金
- (2) 不用品の再資源化及び再商品化事業による収入

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第6条各号に掲げる経費の財源に充てるほか、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 環境教育の普及
- (2) リサイクル活動の啓発
- (3) リサイクル活動の推進
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境保全・ごみの減量及び資源の有効活用
の推進に関する事業

(目的外の取崩し)

第7条 町長は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係

る保険事故（預金保険法第 49 条第 2 項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第 49 条第 2 項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。